

(薬局製剤製造業許可申請用)

試験検査に必要な設備器具等一覧表

		器 具 名	個 数	備 考
	イ	顕微鏡、ルーペ又は粉末X線回折装置		
	ロ	試験検査台		調剤台との兼用可
	ハ	デシケーター		
*	ニ	はかり（感量1ミリigramのもの）		
*	ホ	薄層クロマトグラフ装置		
	ヘ	比重計又は振動式密度計		
*	ト	pH計		
	チ	ブンゼンバーナー又はアルコールランプ		
*	リ	崩壊度試験器		
	ヌ	融点測定器		
	ル	試験検査に必要な書籍（薬局製剤指針）		

* ニ、ホ、ト及びリについては、厚生大臣の登録を受けた試験検査機関を利用する場合は設置を免除される。

その場合、当該試験検査機関との利用契約書の写しを添付すること。